

<問題 1>

AからCまでのうち、海外のメーカーに該非判定を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にしたら良いかについて、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、台湾のメーカーYより、輸出令別表第1の9の項(1)に関連する無線通信装置 α を購入し、英国で販売する予定である。無線通信装置 α は、この場合、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにあるCategory 5 - Part 1 Telecommunicationsの英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社Xは、台湾のメーカーYより、外為令別表の2の項に関連するソフトウェア α を購入し、英国で販売する予定である。ソフトウェア α は、この場合、NSG(原子力供給国グループ)の規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社Xは、台湾のメーカーYより、輸出令別表第1の7の項に関連する貨物 α を購入し、英国で販売する予定である。貨物 α は、この場合、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにあるCategory 2 Materials Processingの英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題2>

本邦にある貿易会社Xが、AからCまでの貨物又は技術について、外国に無許可輸出又は無許可取引をした場合、外為法第72条第1項第一号が適用されるものはいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、特例の適用はないものとする。

- A 外為令別表の2の項(2)に該当するNCプログラム
- B 輸出令別表第1の3の2の項(2)3に該当する遠心分離機
- C 輸出令別表第1の15の項(1)に該当する無機繊維

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題3>

包括許可取扱要領の別表1の左欄の条件の(6)の(表)について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受をポーランドにあるポーランド軍の研究所向けに輸出する際、「その他の軍事用途」に「用いられる場合」、当該輸出を行った後に当該輸出について経済産業大臣に報告を行うことが必要である。
- B 一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受を韓国にある韓国軍の研究所向けに輸出する際、「核兵器等の開発等」に「用いられるおそれがある場合」、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要である。
- C 一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受をアルゼンチンにあるアルゼンチン軍の研究所向けに輸出する際、「核兵器等の開発等」に「用いられる疑いがある場合」、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 4 >

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A ワッセナー・アレンジメントの Sensitive List にあたる貨物は、告示貨物に規定されている。
- B ワッセナー・アレンジメントの Sensitive List にあたる技術は、提出書類通達の別表2の付表1に規定されている。
- C ワッセナー・アレンジメントの Category 1 Special Materials and Related Equipment.にあたる貨物は、輸出令別表第1の5の項に規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題5>

外為法第25条第1項について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある大学のX教授は、米国にあるインターネット検索会社Yが提供しているストレージサービス（サービス提供者等が閲覧、取得又は利用できない）を利用している。X教授は、自ら設計開発したプログラム（外為令別表の6の項に該当）を当該ストレージサービスに保管し、本人のみが使用するのであれば、外為法第25条第1項の役務取引許可は不要である。
- B 本邦にあるソフト会社Xは、外為令別表の9の項に該当する暗号通信プログラムを開発した。無料で不特定多数の者に提供するため、自社のホームページに当該暗号通信プログラムをアップロードする場合、外為法第25条第1項の役務取引許可は必要である。
- C 本邦にあるメーカーのX技術部長は、会社の許可を得て、現在開発中の外為令別表の2の項に該当するプログラムを持って、パリに出張する予定である。この場合、自己使用のみであっても、外国に持ち出すので、外為法第25条第1項の役務取引許可は必要である。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題6>

外為令別表の3の項又は貨物等省令第15条の2について、AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(参照条文)

	技 術
外為令別表の3の項	(1)輸出貿易管理令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (2)輸出貿易管理令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
貨物等省令第15条の2	外為令別表の3の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第2条第2項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。
(解釈) 「使用」	外為令別表の3の項(1)における「使用」は、化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいう。

- A 輸出令別表第1の3の項(1)に該当する二塩化カルボニル(別名ホスゲン)の使用説明書は、外為令別表の3の項(1)の「使用」の技術に該当しない。
- B 輸出令別表第1の3の項(2)8に該当する多重管の外側に付けるメーカーのロゴマークのデザイン画は、外為令別表の3の項(2)の「設計」の技術に該当しない。
- C 韓国の子会社でシャンプーを製造するために、子会社に輸出令別表第1の3の項(1)に該当するトリエタノールアミンを100キロ購入しなさいという購入指示書は、外為令別表の3の項(1)の「使用」の技術に該当する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題7>

輸出令別表第1の1の項及び外為令別表の1の項に関して、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物は、貨物等省令第1条に詳細に規定されている。
- B 外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術は、貨物等省令第16条に詳細に規定されている。
- C 外為令別表の1の項でいう「使用」とは、役務通達(3)の用語の解釈で規定されている「使用」と同じで、「操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理をいう。」と規定されている。

1. 0個

2. 1個

3. 2個

<問題 8 >

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（核兵器等開発等省令）の「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵の意味である。
- B 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（通常兵器開発等省令）の「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵の意味である。
- C 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（核兵器等開発等告示）の「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵の意味である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題9>

AからCまでの貨物を無許可輸出した場合、外為法第69条の6第2項第二号が適用されるものはいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(参照条文)輸出貿易管理令第14条

第14条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

- A 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する防弾衣
- B 輸出令別表第1の3の2の項(2)3に該当する遠心分離機
- C 輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題10>

AからCまでのうち、下線部分が正しいものはいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 遵守基準省令第1条第二号ロでは、「当該特定重要貨物等輸出者等の組織内の輸出等の業務を行う部門の権限及び責任並びに複数の部門において輸出等の業務を行う場合にあっては当該部門間の関係を定めること。」と規定されている。
- B 遵守基準省令第1条第二号ハでは、「該非確認に係る手続を定めるよう努めること。」と規定されている。
- C 遵守基準省令第1条第二号ヘでは、「輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続を定め、当該手続に従って監査を定期的実施するよう努めること。」と規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 1>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、米国にあるメーカーYより、1つの注文で、輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路(価額90万円)及び輸出令別表第1の7の項(7)に該当する高電圧用コンデンサ(価額90万円)の注文を受けた。当該貨物を米国のメーカーYに輸出する場合、少額特例を適用して輸出することができる。
- B 本邦にあるメーカーXは、イランにある国連の事務所から連絡用に輸出令別表第1の9の項(1)に該当する無線通信装置(1セット・総価額5万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、英国にあるメーカーYより、住宅建築用に輸出令別表第1の1の項(1)に該当する産業用銃(1セット・総価額2万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題 1 2>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 役務通達では、「パイロット生産計画」は、「製造」にあたる。
- B 役務通達では、「生産エンジニアリング」は、「設計」にあたる。
- C 役務通達では、「現地据付」は、「使用」にあたる。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題 13>

AからCまでのうち、正しい説明は、いくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCまでの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当するものとする。

- A 本邦にあるメーカーXは、チェコにあるメーカーYより炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該炭素繊維を使用して、航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、輸出許可申請は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、タイにあるメーカーYよりアンモニア1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該アンモニアを使用して、農業用の肥料の製造を行うと連絡を受けている。当該肥料の製造がタイの陸軍から委託を受けて行われるものであっても、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、マレーシアにあるY大学より炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、Y大学からは、当該炭素繊維を使用して、射程距離が300キロメートル以上のロケットの製造に使用すると連絡があった。この場合、当該ロケットの用途が気象観測用の人工衛星運搬と連絡があれば、メーカーXは、輸出許可申請不要である。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題 14>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置（総価額200万円）をタイの陸軍に輸出する際、台風による人命救助に使用すると連絡を受けている場合、「届出」は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置（総価額200万円）をフィジーの警察に輸出する際、反政府活動等に対する治安維持活動に使用すると連絡を受けている場合、「届出」は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置（総価額200万円）をハンガリーの警察に輸出する際、反政府活動等に対する治安維持活動に使用すると連絡を受けている場合、「届出」は必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 15>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までのの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるX大学に通う米国人留学生P（来日から7ヶ月目）については、留学費用の全額を米国にあるAIのメーカーYが提供している。本邦にあるX大学が外為令別表の7の項に該当する技術を留学生Pに提供する場合、留学生Pは特定類型②にあたるので、役務取引許可申請が必要である。
- B 本邦にあるX大学に通う中国人留学生Q（来日から9ヶ月目）については、留学費用の全額を中国にある中国商務省が提供している。本邦にあるX大学が外為令別表の16の項に該当する技術を留学生Qに提供する場合、留学生Qは特定類型②にあたるので、キャッチオール規制の要件に該当しないか確認をする必要がある。
- C 本邦にあるX大学に通うタイ人留学生R（来日から5ヶ月目）については、留学費用の全額をタイ政府が提供している。本邦にあるX大学が外為令別表の2の項に該当する技術を留学生Rに提供する場合、留学生Rは特定類型②にあたるので、役務取引許可申請が必要である。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題 16>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 核兵器等開発等省令第一号は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物に関する大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件についての規定である。
- B 核兵器等開発等告示第二号及び第三号は、外為令別表の16の項に該当する技術に関する大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件についての規定である。
- C 通常兵器等開発等省令第一号は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物に関する通常兵器キャッチオール規制の用途要件についての規定である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 17>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのタイ支店は、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(価額80万円)を韓国にあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。当該軸受は、韓国にあるメーカーYより中国にあるメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、航続距離300キロを超える無人航空機の製造用である。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第4項に基づく仲介貿易取引許可申請が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xの台湾支店は、外為令別表の1の項に該当する銃の設計図面を米国にあるメーカーYより購入し、イスラエルにあるメーカーZに売却する予定である。当該銃の設計図面は、メーカーYよりメーカーZに直接提供される。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第4項に基づく仲介貿易取引許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を香港にあるメーカーYより購入し、マカオにあるメーカーZに売却する予定である。当該産業用銃は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、住宅建築用途であっても貿易会社Xは、外為法第25条第4項に基づく仲介貿易取引許可申請が必要である。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題 18>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 外為法第25条第1項の無許可取引を行った場合、外為法に基づく行政制裁の規定は、外為法第25条の2第1項に規定されている。
- B 外為法第48条第1項の無許可輸出をした場合、外為法に基づく行政制裁の規定は、外為法第53条第1項に規定されている。
- C 外為法第25条第4項の無許可違反をした場合、外為法に基づく行政制裁の規定は、外為法第69条の6第1項に規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 19>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、本邦にある貿易会社Yと国際入札の最終打合せを入札日の前日にアラブ首長国連邦にあるホテルで行う予定である。その際、メーカーXが外為令別表の3の項(2)に該当する技術を貿易会社Yに現地で提供する契約になっている場合、役務取引許可は必要である。
- B 本邦にある工作機械メーカーXの技術部長は、代理店である本邦にある貿易会社Yの営業部長から、外為令別表の2の項に該当する工作機械の技術資料を至急メールで送るように頼まれたので、直ちに電子メールで送った。営業部長は、たまたま緊急の用事で北京に出張することになったので、北京のホテルで、技術部長からの電子メールを受け取った。この場合、技術部長は、北京にいる営業部長に外為令別表の2の項該当する技術資料を送ることになったとしても、役務取引許可は不要である。
- C 1週間の予定で来日中の米国のソフトメーカーXの社長は、本邦にあるホテルから、台湾にある不動産会社Yに自社の最新の暗号通信ソフト(外為令別表の9の項(1)に該当)の売り込みの電話をかけたところ、運良く受注することができた。本邦から電子メールで当該暗号通信ソフトを台湾に送る場合、ソフトメーカーXは、非居住者なので、役務取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 20>

AからCまでのうち、外為法第69条の6に規定する違反行為をした人（行為者）に対する罰金について、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の3の2の項（2）に該当する貨物（価格900万円）を無許可で仲介貿易取引した場合の罰金刑は、4,500万円以下である。
- B 外為令別表の2の項（2）に該当するプログラム（価格100万円）を無許可で提供した場合の罰金刑は、10億円以下である。
- C 外為令別表の9の項（1）に該当するプログラム（価格100万円）を無許可で提供した場合の罰金刑は、2,000万円以下である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 2 1 >

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号無線通信装置であっても、「医療用に設計された装置に組み込まれたもの」は、輸出令別表第1の9の項に該当しない。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 2 2>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の7の項(14)に該当するネットワークアナライザー(1セット・総価額90万円)をタイにあるメーカーYに輸出する契約を2024年10月23日に締結する予定である。当該ネットワークアナライザーは、少額特例が適用できるので、貿易会社Xは、当該ネットワークアナライザーの使用説明書をメーカーYに提供する場合、貿易外省令第9条第2項第十二号により、2024年10月23日の契約締結後であれば、何時でも提供できる。

1. 正しい。
2. 誤っている。

(参照条文)

外為令別表の7の項

7	(1)輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2)輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3)集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)及び4の項の中欄に掲げるものを除く。) (4)超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。) (5)電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。)
---	---

貿易外省令第9条第2項第十二号

十二 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術(プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)であつて、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引(輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。)。ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。

- イ 当該貨物の性能、特性が当初提供したものよりも向上するもの
- ロ 修理技術であつて、その内容が当該貨物の設計、製造技術と同等のもの
- ハ 令別表中欄に掲げる技術であつて、貨物の設計、製造に必要な技術が含まれるもの

<問題 23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

ソースコードを公開している URL 又はソースコードを BIS 及び ENC 暗号申請コーディネータに通知していない場合で、暗号ソースコードが標準暗号に基づいている場合であっても、「公知の暗号ソースコード」とはならず、EAR の規制対象となる。

1. 正しい。

2. 誤っている。

<問題 24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にあるX大学が、米国にあるソフトメーカー製の表計算ソフトを本邦内でイラン国籍の学生に使用させることは、EAR でいう「見なし再輸出」にあたる。

1. 正しい。

2. 誤っている。

<問題 25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、Aが装置・アセンブリ等、Bが製造・試験装置、Cが材料、Dがソフトウェア、Eが技術である。

1. 正しい。

2. 誤っている。

2024年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第20回)

(STC Advanced)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
通常兵器開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
事前相談手続通達	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）
キャッチオール規制通達（補完規制通達）	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
仲介貿易運用通達	外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について
特定手続等運用通達	電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プ

	プログラム及び貨物
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
特定類型	役務通達1（3）サで規定されている①から③までに掲げる者
輸出令別表第3 （グループA）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の 2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
輸出令別表第4	イラン、イラク、北朝鮮
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までの項に該当する貨物（技術）をいう。